

約款 新旧対照表

『専用サーバサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第1節 新設	(新設)	第12条(料金の支払期限) 1. 利用者が「さくらの専用サーバサービス」を利用している場合、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。ただし、「さくらの専用サーバサービス」の申込みと同時に本オプションサービスの申込みを行う場合はこの限りではありません。	・お申込み条件の変更に伴う修正を行います。
		(以下、条番号が繰り返されます)	
第3節 第13条	第3節 HDD アップグレード、内蔵ストレージアップグレード、内蔵ストレージ、内蔵ストレージオプション(以下、本節において「本オプションサービス」といいます。) 第13条(申込み) 1. HDD アップグレードは、第11節に規定するオプションサービス(OS再インストール)と同時に申し込むものとし、HDD アップグレードのみの申込みを行うことはできないものとします。ただし、基本サービスの利用申込みと同時に HDD アップグレードの利用申込みを行う場合はこの限りではありません。 2. 前項における OS 再インストールと HDD アップグレードについては、個別に利用契約が成立するものとします。	第3節 ストレージアップグレード、内蔵ストレージアップグレード、内蔵ストレージ、内蔵ストレージオプション(以下、本節において「本オプションサービス」といいます。) 第14条(申込み) 1. 本オプションサービスにおいて、ストレージの交換を要する場合、利用者は、第11節に定める「OS再インストール」を同時に申し込まなければならないものとします。ただし、本基本サービスの申込みと同時に本オプションサービスの申込みを行う場合はこの限りではありません。 2. 前項における OS 再インストールと本オプションサービスについては、個別に利用契約が成立するものとします。	・サービス名称の変更及び文意を明確にするための修正を行います。
新設	(新設)	第15条(料金の支払期限) 1. 利用者が、本基本サービスのうち当社がサービスサイトで指定するサービス(以下、「当社指定サービス」といいます。)を利用している場合、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。ただし、当社指定サービスの申込みと同時に本オプションサービスの申込みを行う場合はこの限りではありません。	・お申込み条件の変更に伴う修正を行います。
		(以下、条番号が繰り返されます)	
第5節 第16条	第16条(申込み) 1. 「さくらの専用サーバサービス」のオプションサービスであるファイアウォールサービスは、第15節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中又は同オプションサービスと同時に申し込む場合にのみ申し込むことができるものとします。 2. (略)	第18条(申込み) 1. 「さくらの専用サーバサービス」のオプションサービスであるファイアウォールサービスは、第15節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中又は同オプションサービスと同時に申し込む場合にのみ申し込むことができるものとします。ただし、利用者が当社指定サービスを利用している場合はこの限りではありません。 2. (略)	・お申込み条件の変更に伴う修正を行います。
第16節 第34条	第34条(申込み) 1. 本オプションサービスは、第15節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中又は同オプションサービスと同時に申し込む場合にのみ申し込むことができるものとします。	第36条(申込み) 1. 本オプションサービスは、第15節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中又は同オプションサービスと同時に申し込む場合にのみ申し込むことができるものとします。ただし、利用者が当社指定サービスを利用している場合はこの限りではありません。	・お申込み条件の変更に伴う修正を行います。
附則 第1条	第1条(適用開始) この約款は、2018年3月30日から適用された専用サーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2020年6月3日より適用されます。	第1条(適用開始) この約款は、2020年6月3日から適用された専用サーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2020年7月28日より適用されます。	・本改定に伴う適用日の変更を行います。